

## 環境再生に関する技術等検討会（第1回）

### 議事録

日 時：令和7年9月22日（月）15:30～17:00

於：環境省22階 第1会議室

（WEB会議システム併用）

### 議 題

- （1）本検討会について
- （2）除去土壌の処分に係る取組の進捗と今後の取組の方向性について
- （3）その他

山本参事官：それでは定刻となりましたので、環境再生に関する技術等検討会第1回を開催いたします。私は事務局の環境省の山本でございます。委員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。まず本日の会議の開催方法について、御説明いたします。本日の検討会は対面・オンラインの併用により開催させていただいております。一般傍聴については、インターネットによる生配信により行います。オンラインで御参加の委員におかれましては、マイクとビデオは発言時のみオンとし、それ以外は、マイクはミュート、ビデオはオフにさせていただきますようお願いいたします。御発言される際には挙手ボタンでお知らせいただき、指名を受けてから御発言をお願いいたします。また、会場の声が聞こえにくいなど、何かございましたら、チャット機能でお知らせいただくか、事務局まで電話をお願いできればと思います。本日の議事録については、事務局で作成いたしまして、委員の御確認・御了解をいただいた上で、環境省ホームページに掲載させていただく予定でございます。なお、報道関係者の皆様へのお願いでございますが、本日のカメラ撮りについては、この後の開会の挨拶までさせていただいておりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。それでは開会に当たりまして、浅尾環境大臣より御挨拶を申し上げます。

浅尾環境大臣：環境大臣の浅尾慶一郎です。本来であれば立って、冒頭御挨拶したいところですが、今日はオンラインもありますので、座っての挨拶となりますことを御了承いただければと思います。

本日はお忙しい中、第1回環境再生に関する技術等検討会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。福島県内の除染等によって生じた除去土壌等については、現在中間貯蔵施設において集中的に管理・保管されており、中間貯蔵開始後30年以内に福島県外での最終処分を完了するために必要な措置を講ずる旨が法律で定められております。県外最終処分の実現に向けた議論の進展も踏まえ、昨年12月に全閣僚を構成員とする推進会議を設置し、今年5月には基本方針を、また先月には復興再生利用の推進、県外

最終処分に向けた検討、理解醸成、リスクコミュニケーションについて、当面５年程度で取り組む事項をロードマップとして策定いたしました。本ロードマップでは、環境省において新たな有識者会議を設置し、除去土壌等の減容や県外最終処分に関する検討等を行うとしており、本日お集まりいただいたところでございます。また、委員の皆様におかれましては、検討会に先立ち、ここ中央合同庁舎５号館の復興再生利用の施工場所を御視察いただきましたことに、私からも御礼を申し上げます。復興再生利用の実施、県外最終処分の実現に向けては、これまで様々な取組を進めてきたところでありますが、さらに踏み込んだ技術的な検討が必要な事項もございます。委員の皆様には、専門のお立場から忌憚のない御意見をいただきたいと考えております。特に本日の検討会においては、ロードマップの記載を踏まえ、復興再生利用に用いる土壌の呼称についても議論される予定と承知をしております。公務の都合で直接皆様から御意見を承ることは叶いませんが、本日の御議論については後ほど報告を受け、速やかに呼称を決定してまいりたいと考えております。2045年までの県外最終処分の実現に向けて、引き続き御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

山本参事官：ありがとうございました。冒頭のカメラ撮りについては、ここまでとさせていただきます。報道関係者の皆様におかれましては御協力をよろしくお願いいたします。

次に今回は第１回の検討会となりますので、委員の皆様を五十音順に御紹介させていただきます。初めに、東京大学 環境安全本部 教授の飯本委員でございます。次に、国立研究開発法人国立環境研究所 福島地域協働研究拠点 廃棄物・資源循環研究室 室長の遠藤委員でございます。続きまして、国立研究開発法人国立環境研究所 企画部 フェローの大迫委員でございます。続きまして、早稲田大学 法学学術院 教授の大塚委員でございますが、本日は所用により御欠席となります。続きまして、京都大学大学院 地球環境学堂 教授の勝見委員でございます。続きまして、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 福島廃炉安全工学研究所 副所長 兼 安全管理部長の川瀬委員でございます。続きまして、北海道大学 大学院工学研究院 環境循環システム部門 教授の佐藤委員でございます。続きまして、福島大学 共生システム理工学類 教授の高橋委員でございます。続きまして、長崎大学 原爆後障害医療研究所 災害復興科学分野 教授の高村委員でございます。続きまして、東京女子大学 現代教養学部 経済経営学科 教授の二村委員でございます。本日はオンラインでご出席となります。続きまして、国立研究開発法人土木研究所 地質・地盤研究グループ グループ長の宮武委員でございます。最後に国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究部門 農地基盤情報研究領域 農地整備グループ グループ長の宮本委員でございますが、本日は所用により御欠席となります。

続きまして、事務局ですが、環境省からの出席者を御紹介いたします。まず浅尾環境大臣でございます。環境再生グループ長の小田原でございます。大臣官房審議官 環境再生担当の西村でございます。環境再生担当参事官の古市でございます。復興再生利用・最終処分事業推進担当参事官の中野でございます。放射性物質汚染廃棄物対策事業推進室長

の鈴木でございます。調査官の井樋でございます。企画官の菅沼でございます。復興再生利用・最終処分規制審査企画官の岩澤でございます。最後に申し遅れましたが私は復興再生利用・最終処分戦略担当参事官の山本でございます。よろしくお願いいたします。それでは浅尾大臣は他の公務のため、ここで退席をさせていただきます。

(大臣退席)

それでは、議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。インターネットを通じて傍聴していただいている方には報道発表の際に資料を掲載している URL をご案内させていただいておりますので、御確認をお願いいたします。資料1が本検討会の委員名簿でございます。資料2が本検討会について、資料3が復興再生利用に係る取組の進捗と今後の取組の方向性について、資料4が、除去土壌等の最終処分に係る取組の進捗と今後の取組の方向性について、資料5が、理解醸成・リスクコミュニケーションに係る取組の進捗と今後の取組の方向性についてとなっております。また時間の都合上個別には御紹介いたしません、今年の3月に公布した、放射性物質汚染対処特措法の改正省令やそれに基づくガイドライン等を参考資料としてお配りをしております。

続きまして、検討会の議論に先立ちまして本日第1回目ということもでございますので、座長の選任を行いたいと思います。座長は委員の互選により選任をいただきたいと思いますところでございます。事務局といたしましては、本検討会の前身となる戦略検討会におきましても、座長を務められました、高橋委員に座長を務めていただきたいと思いますと考えてございますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは座長は高橋委員にお願いをしたいと思います。続きまして、座長に万が一の事故等があった場合に備えまして、座長の代行をご指名いただきたいと思います。高橋座長、いかがでございますか。

高橋座長：私からは、大迫委員に是非お願いしたいと思っております。

山本参事官：ありがとうございます。他に意見はございますでしょうか。それでは座長の代行につきましては、大迫委員にお願いをしたいと思います。それでは、以降の進行につきましては、高橋座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

高橋座長：改めまして、座長を拝命いたしました高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。まず議題の1ですが、本検討会についてということで、資料に基づいて、事務局から御説明をお願いいたします。

須田推進官：環境省の須田です。資料2を御覧ください。本検討会についてですが、これまで福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けましては、環境省で様々な技術的検討等を行ってきたところでございますが、先ほど大臣の冒頭の挨拶にもございましたよ

うに、昨年 12 月に、これを政府一体となって推進するため閣僚会議が設置をされたところでございます。この閣僚会合の下今年の 5 月には基本方針が策定されました。基本方針自体は参考資料 7 として付けてございますので、必要に応じてご参照ください。基本方針においては、政府一体となって取り組むために、復興再生利用の推進、復興再生利用等の実施に向けた理解醸成・リスクコミュニケーション、県外最終処分に向けた取組の推進、この 3 本柱について定めたところでございます。またこの基本方針を着実に実行するため、当面 5 年間で主として取り組むことを取りまとめたロードマップを今年 8 月に決定をしております。ロードマップにつきましては資料 2 の 2 ページ以降に資料としてお付けしております。

2 ページ目に A 3 の縦紙がございます。これ少し開いて御覧いただきたいと思いますのですが、ここが一番左側の部分に新たな有識者会合の設置ということが記載されております。ロードマップの中ではこの新たな有識者会議を設置し、除去土壌等の減容や最終処分に関して専門的知見を活用して検討を行うということとされてございまして、この新たな有識者会議として、今回のこの環境再生に関する技術等検討会というものを設置させていただくというところでございます。なおこのロードマップに記載の各分野の具体的な取組につきましては、この後、資料 3 以降でそれぞれ御説明させていただきたいと考えております。資料 2 についての御説明は以上となります。

高橋座長：それでは、ただ今の事務局の御説明に対しまして、御意見、御質問等ございましょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、次の議題に移らせていただきたいと思います。次は議題の（2）で、除去土壌の処分に係る取組の進捗と今後の取組の方向性についてということで、資料 3、復興再生利用に係る取組の進捗と今後の取組の方向性についてという資料で、事務局より御説明をお願いいたします。

安陪参事官補佐：環境省の安陪でございます。よろしく願いいたします。資料 3 に基づいて、復興再生利用について御説明させていただきます。めくっていただきまして、1 ページ以降がまずこれまでの取組の振り返りとなっております。次の 2 ページ目ですが、ご案内のとおり福島県内で発生した除去土壌等については、中間貯蔵開始後 30 年以内に、福島県外で最終処分を完了するために、必要な措置を講ずることが法律で規定されてございまして、その実現に向けては、除去土壌の復興再生利用などによる、最終処分量の低減が鍵であると考えまして、これまで県内で実証事業を行ってきたところでございます。2018 年 4 月に計画認定された飯舘村の再生拠点区域におきましては、農地造成の実証を行ってまいりまして、2021 年 4 月から造成に着手し、水田試験等を実施しております。また 2022 年 10 月からは、中間貯蔵施設の敷地内において、道路盛土実証事業を実施し、これまで放射線に関する安全等を確認してきたところでございます。

次の 4 ページ目でございますが、実証事業の結果などを踏まえまして、本年 3 月にはこ

の除去土壌の復興再生利用の基準について、施行規則で定めまして、併せて復興再生利用に関するガイドラインを公表したところでございます。基準の内容といたしましては、追加被ばく線量を1年間で1mSv以下を満たすように、使用する除去土壌については、放射性セシウム濃度を8,000Bq/kg以下と設定すること、またそれを使用する場合において飛散、流出などの防止を行うこと、また放射線量の測定などを行うといったことを基準として定めたところでございます。ページをめくっていただきまして、復興再生利用に係る今後の取組の方向性ということでございます。次の6ページ目につきましては、これも3月までにまとめました、2025年度以降の進め方における復興再生利用の関する記述について改めてお示ししているところでございます。

次のページですが、7ページ目で8月に閣僚会議で決定いたしましたロードマップのうち復興再生利用に関するものをここでお示ししてございます。この中では、復興再生利用について、3段階に分けて進めるということでお示ししております。第一段階といたしまして、特に政府が率先して復興再生利用を行うことで、国民の皆様の理解を醸成するという観点から、その中でも特に中央でございます総理官邸、また、この霞が関の中央官庁の花壇などで利用するということを実施するということにしております。次の段階といたしまして、これを全国に広げていくという趣旨で、霞が関の中央官庁以外における、各府省庁の庁舎などでの率先した利用事例の創出ということで、分庁舎、地方支分部局、所管法人などの庁舎などにおいても引き続き理解醸成のため、政府が率先して利用をする案件を創出していくとしております。そしてその次の3段階目といたしまして、実用途における先行事例の創出ということで、例えば公共事業などにおける利用や、公的主体が管理する施設などでの利用、また継続的かつ安定的に事業が実施できる民間企業が行う利用といったものについて先行事例を検討し、先行事例を創出していくとしてございます。また、その他得られた知見については適宜ガイドラインの内容の拡充や見直しといったものに活用するとしております。こういった取組を通じまして、2030年ごろに目指す姿として、県外最終処分の実現に向けて、実用途における復興再生利用の目途を立てるとしているところでございます。

8ページ目については、これの詳細でございますので飛ばしていただいて、次に9ページ目でございます。こういったロードマップに基づきまして、まず第1弾として総理官邸の復興再生利用を行ったところでございます。7月19日から20日にかけて施工を行いまして、除去土壌約2㎡を総理官邸の前庭と呼ばれるところで使用いたしました。飛散・流出防止措置として覆土を20cm行いまして、施工前と施工後について、空間線量率のモニタリングを継続しているところでございます。次のページですが、総理官邸に続きまして、この霞が関の中央官庁の花壇等9か所において、利用するということをロードマップでお示ししております。このうち、この図の下にあります中央合同庁舎第4号館、それから経済産業省総合庁舎、そしてこの中央合同庁舎第5号館においては、先週末に施工を完了いたしました。また引き続き、昨日までに中央合同庁舎第3号館及び第2号館について施工を行ったところでございます。次のページですが、先週末までに行った3か所について

施工の概要、それからモニタリングの状況についてお示ししております。いずれも放射線量の上昇については、大きくないということを確認しているところでございます。こういった事例をこの中央霞が関の中央庁舎について、施工を引き続き行いまして、まずは国民の皆様の理解醸成に活用してまいりたいと考えております。資料の説明は以上です。

高橋座長：ありがとうございました。それでは、ただ今の御説明に対しまして御質問、御意見等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。私から1つ、お伺いしたいと思います。中央省庁で、簡単ではありますが、県外での利用が始まったということで第一歩は踏み出したのかなと思います。とても素晴らしいことだと思いますが、実際これをして、例えば、各省庁で働いていらっしゃる公務員の皆様、あるいは訪れるお客様、施工業者の皆様、差し支えない範囲でこういった感想があったのか、是非御披露いただけないでしょうか。

安倍参事官補佐：御質問ありがとうございます。やはり実際に見ていただいて現場をよく理解いただいた、あるいは放射線量などを含めて、安全性といったものも御理解いただいたということを考えてございまして、この後にもございますが、こういった事例についても、今後、理解醸成を目的としてございますので、職員それから訪れる皆様に対して、情報発信に努めてまいりたいと考えております。

高橋座長：そうですね。是非そういった情報発信もとても良い取組の第一歩ですので、大事なかなと思います。是非、進めていただきたいと思います。大迫委員お願いいたします。

大迫委員：御説明ありがとうございました。この復興再生利用の推進に関して、当面5年間の進め方を御説明いただきました。まずは率先利用ということで、省庁の利用というものが進み出したわけですが、次が中央官庁以外にある各府省庁の関連のところであるところ、それからその次のステップに関して聞きたいのですが、この実用途における先行事例の創出というところの場所やこの事業の見出し方、この創出に関して、どのような形で国の行政内、あるいはここには民間企業等においても、ある程度継続安定的な事業というところでの要件を満たすところは対象になると思うのですが、そういったものをどのような形で見出していくのかというところの、まだこれからのもあるかと思いますが、現時点のお考えをお聞きしたいと思っています。以上です。

中野参事官：今の質問は、今回のロードマップの中でも第三段階になります、実用途における先行事例の創出にどのようなステップでというような質問かと思いますが、まずは、国が率先垂範するフェーズとして二つあるわけです。霞が関周辺と、それから霞が関以外の基本的に全国での、各府省の庁舎等での率先事例ということで、まずはこれをしっかりやっていく必要があると思いますし、そこで実際の準備ですとか調整ですとか、それから実施、

それから実施後の見学ですとかも含めて、そこで得られる様々なノウハウなども活用しつつということになっていくと思います。とりわけこの第二段階は、この霞が関を離れて、全国的な場所が想定されるわけでございまして、ここでの調整ですとか実施の進め方こそが、第三段階で必要な様々な知見になっていくのではないかと考えているところでもあります。

高橋座長：ありがとうございました。他に何かありますでしょうか。高村委員、お願いいたします。

高村委員：御説明ありがとうございました。今のにも少し関連しますが、現時点で霞が関内で再生利用をするということです。そうすると、ほぼステークホルダーは、この霞が関で働いている方に限定されるわけですが、今後、いわゆる中央官庁以外の庁舎、地方の支部、支部局であるとか、そういう所になると、民家に囲まれているようなところとかも出てくるでしょうし、そうするとステークホルダーは必ずしもその職員だけに限らなくなってくる。さらにその先のステップにいくと、さらにステークホルダーは広がっていくわけですが、その中で、これまでは主に理解醸成という幅広くやる、あるいは車座的な小規模なことをやっていたわけですが、いわゆる本当の意味でステークホルダーとのコミュニケーションというのは、今後どういう戦略で臨まれる予定でしょうか。

中野参事官：ただ今の質問は、今後、この実施エリアが広がっていくに従って、今回の霞が関とは違う様々な立地条件の中で、地域の皆様などどのようにコミュニケーションを進めていくかといったことだと思います。

まず御指摘いただいたとおり、この復興再生利用の実施箇所それぞれによって条件ですとか情勢は異なるわけでございまして、それに応じた的確で、適切な対応というものを、考えていく必要があると思っております。これについては、先ほども申し上げましたが、まず基本的な方向性としては、3月までにまとめていったガイドラインなどの検討の中でも、私どもとして御説明申し上げたとおり、地域とのコミュニケーションは非常に大事な要素ですし、それはしっかりやっていく必要があると思っておりますが、それがどういうやり方になるのかというのは、この立地条件の様々な実態によって、それに応じた適切な方法を検討していくことになろうかと思っております。

高橋座長：ほか、いかがでございましょうか。よろしいですか。ありがとうございました。

それでは次の議題に移らせていただきたいと思います。それでは、資料4の除去土壌等の最終処分に係る取組の進捗と今後の取組の方向性についてということで説明を事務局からお願いいたします。

村岡参事官補佐：環境省の村岡でございます。資料4に基づきまして、最終処分について説

明させていただきます。1 ページおめくりください。まず、除去土壌等の最終処分に係るこれまでの取組について、簡潔に御説明いたします。次の2 ページ目になりますが、昨年度までに開催した戦略検討会において、各減容技術等の評価を行い、減容技術の組合せを踏まえた県外最終処分に係る複数選択肢を検討してまいりました。こちらにお示しているのは考え方となります。詳細は割愛させていただきます。シナリオの詳細については次のページとなりますので、1 ページおめくりください。最終処分シナリオにつきましては、まず除去土壌と廃棄物の焼却灰で性状が異なるため、それぞれ別々に考えております。除去土壌については次の4 ページ目において、シナリオを図示しておりますが、減容化をどこまでするのかによって4 種類のシナリオを検討しております。また廃棄物の焼却灰については、熔融した飛灰を洗浄するかどうかというところで2 種類のシナリオを検討してまいりました。1 ページおめくりください。こちらが複数選択肢の検討結果をまとめたものとなっておりますが、それぞれのシナリオにおける最終処分量や放射能濃度、また処分場の必要面積であるとか、処分場の構造等について検討した結果となります。

続きまして、6 ページ目になりますが、ここから除去土壌との最終処分に係る取組における今後の方向性について御説明いたします。1 ページおめくりください。まずこちらが3 月に取りまとめた2025 年度以降の進め方を改めて紹介しております。一番左側にあるような各項目を検討していき、真ん中にあるようにその検討状況や、復興再生利用の進捗状況を踏まえた最終処分場シナリオの精査を行い、その後最終処分場の仕様を具体化していくといった流れを示しております。

続きまして、下の8 ページ目になりますが、こちらが8 月に決定したロードマップのうち、最終処分に係るところを抜粋したものととなります。こちらでは2025 年度以降の進め方で示した項目についてより具体化するのであるとか、矢印で順番を示しているように検討の順番等をより詳細に示しております。また、これらの詳細の検討を進めて、2030 年頃目指す姿として県外最終処分の候補地選定プロセスを具体化し、候補地の選定・調査を始めるという形としております。1 ページおめくりください。こちらがロードマップの補足の県外最終処分に向けた検討を抜粋したところとなります。本検討会についてもこの中で記載があるところでございます。続きまして10 ページ目となります。こちらは今後検討すべき事項案としまして、まず、ロードマップで示された事項を整理するとともに、ロードマップに記載しなかったもので、他にも検討が必要と考えられる事項について記載しております。まず、上のロードマップに示された事項についてとなりますが、このうち①県外最終処分の管理終了の検討、②中間貯蔵施設内での土壌の取り出しに関する検討、③中間貯蔵施設内での運搬に関する検討については、復興再生利用とも関連が強いことから、ロードマップにおいて優先的に検討することとされております。このように復興再生利用と関連がある項目については※印を付けておりまして、この他にはロードマップの中で⑤⑥が該当しているところとなります。各項目については次ページ以降で詳細を御説明しますので、先に下のその他に検討が必要と考えられる事項案について御説明いたします。⑬につきまして現状の放射能濃度別の土壌・廃棄物量の把握ですが、こちら



は昨年度の検討においても、一定のデータを基に推計をしておりますが、引き続き精査をしていきたいと考えております。⑭の土壤貯蔵施設から取り出し後の土壤濃度分別に関する検討ですが、こちらは技術的な大きな課題というわけではないのですが、復興再生利用においても関連する事項であるため改めて記載をしております。また⑮として減容処理における生成物、廃水处理等副生成物等に関する検討としまして、最終処分のシナリオを検討していくに当たりまして、最終処分対象物のみならず、生成物や副生成物についても量や性状を把握しておく必要があるため、記載をしております。

それでは1ページおめくりください。本ページからは、今後検討すべき事項案のうち、特にロードマップで示された事項について今後の検討の進め方を整理しております。まず優先的に検討することとされている①②③についてとなります。県外最終処分の管理終了の検討としましては、どのような状態になった場合に、放射性物質汚染対処特措法に基づく様々な処置を終了できるかといった考え方について、復興再生利用における維持管理の終了の考え方とも整合させながら、整理していく必要があると考えております。最終処分シナリオによって最終的な最終処分の対象物の放射能濃度が異なってくるため、管理の終了の考え方についても、それぞれの濃度を踏まえて検討していく必要があろうというふうに考えております。また②中間貯蔵施設から取り出した土壤に関して、取り出し方法であるとか、必要な施設、その規模等について、土壤貯蔵施設ごとの状況に応じて整理をしていきたいと考えております。こちらも復興再生利用に必要な工程であるということから整合性を考慮して進めてまいります。また中間貯蔵施設内での運搬に関しましては、こちらも必要な施設やその規模等について整理をしていきます。こちらも復興再生利用と関連するため整合性を考慮していきたいと考えております。

次のページ、12ページ以降になりますが、次の項目となります。④県外最終処分・運搬のために必要な施設等についての検討としまして、まず、中間貯蔵施設外での運搬についての検討となります。昨年度までに放射能区分ごとに県外最終処分場への運搬に関する考え方を整理しておりますので、その考え方も踏まえつつ、運搬方法や必要な施設、その規模、また、運搬時に用いる容器等や海上輸送の可能性についても考慮しつつ、整理をしてまいります。次に県外最終処分のための施設等についての検討になります。県外最終処分場の本体だけでなく、シナリオごとに埋立作業に必要な設備、あるいは維持管理に必要な付帯設備・規模等についての検討も必要になってまいりますので、これらを行ってまいりたいと思っております。続きまして、⑤最新技術や知見に関して、こちらは県外最終処分に関する最新技術や知見に関する情報収集を継続して行ってまいります。⑥としまして、こちらも昨年度まで技術実証等を行ってきたわけですが、それらの成果も踏まえつつ、引き続き、減容技術等のさらなる効率化、低コスト化の検討に向けた技術開発を行ってまいります。

1枚おめくりください。⑦各県外最終処分シナリオに関する全体処理システムとしての安全かつ効率的な運用検討となります。まず、減容技術の組合せに関する検討としておりますが、これまで個別の減容技術の技術実証等を行ってまいりましたが、各減容化のプ

ロセスにおいて、対象物の性状が変化し、次のプロセスに影響を与えることが考えられます。こうした減容技術間の影響を確認するという事となっております。例えば廃棄物シナリオ（４）であります、溶融飛灰を洗浄するという事になりますが、この溶融する施設によっては飛灰のセシウム溶出特性が異なりますので、そういったところも検討していく必要があると考えております。また、減容化後の処分方法の検討としまして、例えば、土壌のシナリオ（２）で分級処理後の細粒分を埋立処分することになりますが、減容処理のプロセスにおける対象物の性状の変化が埋立処分に影響を与える可能性もあることから、最終処分の施工性に与える影響を検討していく必要があります。⑧県外最終処分の安定性の技術的検討としましては、この⑦における減容化後の処分方法の検討の状況を踏まえつつ、最終処分シナリオにおける最終処分を行う対象物の長期的安定性や、最終処分場の構造物の長期的安定性等について検討を行います。⑨県外最終処分場の立地に関する技術的検討につきましては、ロードマップにおいてここまでの項目より検討時期の矢印が後に示されておりますが、こちらの①から⑧までの検討を踏まえて考慮すべき立地条件等について、整理していくことを想定しております。

また、⑩県外最終処分対象物の放射能濃度と社会的受容性に関する検討につきましても、これまで①から⑧までの取組状況を踏まえつつ、シナリオごとの放射能濃度と量に応じた社会的受容性について検討を行っていくことを想定しております。ここまでお示したような検討の状況であるとか、復興再生利用の進捗状況を踏まえて 2025 年度以降の進め方で、図示していたように最終処分シナリオの精査を行ってまいります。

次のページになります。こちらが最後の項目となります。⑪地域とのコミュニケーションや地域共生のあり方の検討については、コミュニケーション対象・内容・方法等や、コミュニケーションにおける透明性の確保についての検討、また地域との一体的な地域共生のあり方や、世代間・地域間の公正性の考えについての議論を進めてまいります。また、⑫候補地選定のプロセスについては、まず⑪にあるような地域とのコミュニケーション等の検討を進めていくことになりますが、そうしたものを踏まえて、具体的な検討方法の議論を進めていきたいと考えております。資料としては以上となりまして、次ページから参考となっております。委員の皆様におかれましては今回お示した、今後検討すべき事項について、例えば追加すべき事項、また検討の順番などについて御意見いただきましたら幸いです。よろしくお願いいたします。

高橋座長：ありがとうございました。それでは、委員の皆様から御質問、あるいは御意見等いただけますでしょうか。今御説明の中にもありましたが、今後の進め方については特に、色々お気づきの点を、この段階で御指摘いただけるとありがたいかなと思っております。大迫委員、お願いいたします。

大迫委員：御説明ありがとうございました。今後検討すべき事項に関して、網羅性を持って挙げていただいていると思います。ただ、実際今後、当面５年というところはあるとは思

いますが、進めていく中で、議論によっては、どこにどういう重点を置くか、あるいはより優先順位を置くか、または新たな追加的なことをやっていくのかといったところも大事だと思います。

今８ページ目を見ているのですが、後から番号付けられますけど、最初の①から例えば⑧ぐらいまでの技術的な検討に関しては、より迅速に進めていける、進めていくべきかと思います。その上で、⑨以降、つまりここでいうと県外最終処分の立地に関する技術的検討、この辺りは少し技術的なところが含まれるかもしれませんが、そのあと、例えば⑩の辺りから社会的受容性という言葉もキーワードとして出てきます。

コミュニケーション、地域共生、それからまさに候補地の選定プロセスというところで、一番最後のところでは、もし議論が迅速に進むようであれば、この候補地の選定調査というところも、この当面５年の中に入れ込めるかどうか、可能性として、点線部分で示していただいていると理解をしております。

その際に、①から⑨までの技術的な検討を踏まえて、すぐにその候補地の選定ができるということではなくて、一般的に環境省でも進めておられる、事業を行っていく上での戦略的環境アセスメントのような概念、そういったものをどこにどう入れ込んでいくのかというところが重要なポイントかなと思っておりまして、放射能濃度に関するものだけで社会的合意形成が決まるわけではなく、国民としてどれぐらいのコストがかかるのか、あるいはどれぐらいの規模で、どういう面積・場所が必要なのか、それを長期的にいつまで管理しなければならないようなものなのかとかなど、そういった社会的、あるいは経済的な側面まで見て、社会的な意味合いを捉えていくのではないかと思いますので、その候補地選定の手前に、戦略的環境アセスメントでいう、上位の方針や、上位の計画の議論として、この４つのシナリオのうち、国民としてはどういったものが望ましいと考えるのか、合理的だと考えるのか、そういったことの議論が必要ではないかと思います。そのような議論が当事者意識も多分生んでいくと思うので、この５年間の中の後半の辺りには、そういったプロセスをどう設けていくのかというような検討項目が、必要ではないかと思っています。以上です。

高橋座長：他に何かございますか。では、お願いいたします。

村岡参事官補佐：コメント、大変ありがとうございます。まさに、御指摘いただいたところは大変重要だと考えております。例えば、冒頭の県外最終処分の管理終了の検討や様々な県外最終処分場の精査によって、管理する期間であるとか、最終処分場の規模等がより明らかになっていくと考えております。これらの検討をもとに、最終処分のシナリオの精査を行っていくわけですが、その後、どのように候補地選定を考えるかまでの間をどう進めていくかについて、引き続き検討していきたいと思います。ありがとうございます。

高橋座長：他に何かございますか。佐藤委員、お願いします。

佐藤委員：御説明ありがとうございます。私も感想といたしましては、網羅的にいろんなものが含まれていると思っております。細かいことになるのですが、少し確認したいのは、廃棄物ですね。除去土壌と廃棄物を対象にされていますが、この廃棄物の場合は、シナリオの説明の中に、洗浄した、洗浄してさらなる減容化ということは、洗浄したあとのものも再利用するという理解でよろしいのでしょうか。その再利用方法については、昨年度までのところでは議論していないと思うので、それはこの今立ち上がったこの委員会で考えていくのでしょうか。その確認させてください。

村岡参事官補佐：御質問ありがとうございます。熱処理後の、飛灰洗浄を行ったあとの線量が低いものをどうするかということに関しては、廃棄物のみならず、除去土壌の処理シナリオでも熱処理がございますので、そこでも同様に議論しないといけないと考えております。4ページ目に図示しておりますように、基本的には8,000Bq/kg以下になったものについては、最終処分ではない形で何らかの再生利用等していきたいと考えておりますが、そちらについてはまだ十分議論できていないところでありますので、この場を活用して議論していきたいと考えております。

佐藤委員：それも5年間の中で、5年間ぐらいにはもう終えているという理解でよろしいでしょうか。

中野参事官：基本的に今回、県外最終処分の次のステップにいくまでの技術的な課題というものを、ロードマップでは、我々としてはほぼ網羅的に整理した、つまり、技術的に検討すべき項目は、この当面5年の間でできるだけ、ということですし、今御質問いただいたのは、参考資料の部分の16ページ目に、まさに全体のシナリオがあり、16・17ページ目の一番右側で、点線で再生利用等と書いているところに入っているものこそが、今、委員から御質問があったところだと思います。ここについては、具体的にこれがどうなっていくのか、どういう用途になるのかといったことも、今後、今の時点では何ら確たる方向性があるわけではないので、検討していく必要があると思っており、それが技術的に何らかの課題があるのかということについては、この中で議論していく中で、明らかになってくる場合があると思っております。

佐藤委員：ありがとうございました。理解できました。もう一つ質問というか、意見かもしれませんが、実証事業では、いろんな減容化の方法を試されていて、それがいくつかこの中ではシナリオの中に採用されておりますが、その時に、民間企業の方々が取り組まれたことで、色々なことが、多分コストとか、どれぐらいの期間で、どれぐらいの容量のものが処理できるかということの算出をされているのだと思いますが、それからだいぶ働き方改革とかですね、資材高騰とかですね、世の中でだいぶ変わってきたことがあるので、その辺は早めにヒアリングをして、期限が決まっていることなので、どの技術をしっかり

と、例えば10年でできるなど、そういったことを見極めて検討に反映させていただきたいということでございます。よろしくお願いします。

中野参事官：御指摘のとおりだと思います。この技術的な検討に当たって、これは全体として非常に大きな課題で、産学官連携してやらなければならないと、3月までの戦略検討会の中でも、委員の方からそのような御指摘を賜ったと思いますので、御指摘を踏まえて検討を進めたいと思います。

高橋座長：ありがとうございました。他に、いかがでしょうか。宮武委員お願いします。

宮武委員：土木研究所の宮武でございます。全般的にこれからいよいよ本腰を入れて最終処分に取り組んでいくと思いますが、課題の中のリスクコミュニケーションというところで言いますと、この後の資料5の議論になりますが、リスクコミュニケーションを我々、特に科学の分野でやる場合には、用語の定義はやはり大事にしていきます。そうしますと、この後4ページ目の上にある「再生利用等」に当たるものについては、この後の資料5の中でどういった名称にするかというのを議論していくと思いますが、他方、この下の最終処分に該当する部分についても、やはりこの会の中で議論していくためには、名前を決めておくべきではないかと思います。

この資料の中では全般的に「除去土壌の最終処分」とか、「そういう行為である」とか、「8,000Bq/kg 超の除去土壌」とか、少しばらついた名前になっているかと思います。この再生利用されるもの、最終処分に回るものというのは、お互いに排他的な関係にある名前だと思いますので、再生利用されるものに名前を付けるのであれば、それ以外のものについても、名前を付けて議論していく、これが一つのリスクコミュニケーションになるのかなと思いますので、これからの資料の作り方とか、そういったところでご検討いただければと思います。以上です。

中野参事官：御指摘については、基本的には県外最終処分対象が、再生利用できなかったもののすべてを総称することになると思いますが、おっしゃっていただいているとおり、それには土と灰があるわけで、さらには減容処理をした時の副生成物と、それからさらなる処理対象と段階によって物性が色々異なっていて、これまでもそれについては違う呼び名を定義しながらやってきましたが、それが技術的に非常に専門性の高い言い方であるというのは、我々もそう思います。これから国民の皆様とのコミュニケーションをしていく上で、分かりやすい説明ができるような使い方をというご示唆だと思いますので、それを踏まえて、今後の資料作成等を考えていきたいと思います。

高橋座長：ありがとうございました。少し時間も押しておりますが、遠藤委員お願いいたします。

遠藤委員：御説明ありがとうございました。資料4については除去土壌等ということで、除去土壌と廃棄物双方についてのご検討だという認識をしております。

その中でロードマップの①と⑥についてコメントと質問をさせていただければと思うのですが、①について「管理終了」については、除去土壌と廃棄物双方において、管理終了のご検討だと思っておりますが、復興再生利用における維持管理の終了も非常に重要なのですが、私としては、廃棄物が地下にある土地なのかどうかということも、この観点では比較的重要なことなのではないかなと思っております。

県外には、いわゆる特定一廃、特定産廃の最終処分場、特措法の中で作られた上乗せの特別維持管理基準がかかったものではありませんが、そういった処分場もありますし、福島県内の10万Bq/kg以下というのもありますので、再生利用における維持管理の終了の考え方だけではなく、既に特措法の中で組み立てられた最終処分場との考え方の整合性を取りながらということも、是非ご検討いただいてはどうかというコメントです。

もう一つは、⑥については、効率化・低コスト化というお話になりますと、なかなか室内実験などで、検討できないかなと私は思っておりますが、この点について、「さらなる技術開発を」と書かれていますが、これは実証規模で、この5年間でもう少し検討を進めるという理解でよろしいのかどうかという質問です。今のお考えがあれば教えていただければと思います。以上です。

中野参事官：一点目ですが、御指摘のとおりだと思っております。基本的に放射性物質汚染対処特措法の中で色々と措置を講じることになっておりまして、復興再生利用では措置の終了、最終処分だと管理の終了というのは、基本的にその特措法上の措置を終えることができるものというところが概念的に大きくあるので、そうなれば、今、委員がおっしゃっていただいたような部分も、整合性を取らなければならないのではないかと考えているところではあります。

それから、二点目でございますが、これは必要に応じてということにならざるを得ないと思いますが、現段階では、これまで要素技術として、色々な減容化技術の検討が進んでまいりましたが、それを踏まえ、組み合わせたシステム論を考えていく上で、必要な手立てが新たにあれば、それもやっていくと、とにかく2045年を完遂するためにやるべきことは何でもということが、我々の考え方です。

高橋座長：ありがとうございました。少し時間も押しておりますので、また最後のところで御質問を伺いたいと思います。

それでは次の議題に移らせていただきます。資料5「理解醸成・リスクコミュニケーションに係る取組の進捗と今後の取組の方向性について」ということで、事務局から御説明をお願いいたします。

折口参事官補佐：よろしくお願いいたします。環境省の折口と申します。この資料は大きく三本の構成になっておりまして、一つ目がこれまでの取組といったところ。二つ目がこれからの取組といったところ。三つ目が本日ご議論させていただくテーマとして、冒頭ご紹介させていただいております「呼称について」となっております。まず私からは、冒頭二点について御説明したあと、推進官の須田に三点目は変わるという形で説明させていただきます。少し時間も押しておりますので、説明自体はポイントをかいつまんで説明させていただきますが、ご不明点等あれば、後ほど質疑の中で御質問いただければと存じます。

まずおめくりいただきまして、2 ページ目、これまでの取組の概略になっております。これまでですね、特にこの理解醸成、復興再生利用、県外最終処分といったところについては、まずその出発点である中間貯蔵施設といったものが、どのような経緯で成り立っていて、どのような場所なのかといったところをやはり理解していただくといったことが出発点だと思っております。そうした中で、特にこの現地視察の実施というところには力を入れております。延べ2 万人以上の方にもお越しただいていて、ここにいたるための様々な接点づくりといったようなところで、コミュニケーションの実施であったりとか、若い世代に向けた取組の実施であったり、あとはメディアを通じた情報発信といったことを進めているというところが、これまでの取組の概略になっております。具体的にどのようなことをやっているのかといったところが3 ページ以降です。こちら少しポイントをかいつまんで説明させていただきます。まずこの取組については、国内でしっかりと多くの方に認知をいただくといったことが非常に重要だと思っております。そうした中で、全国的、まさに国民的議論にしていくことが重要だと思っておりますので、全国的なその理解醸成が不可欠というような中で、様々な取組をやっておりまして、左側ですと、若い世代向けの取組として、大学の先生とも連携をさせていただきながら、大学でこうしたテーマについてご講義をいただくといったところ、これまで延べ 150 回以上に渡って講義を実施しておりますが、このような形で、これまで関心をお持ちでないような方々に対しても、しっかりとリーチしていくといったところで関心を持ていただいた方々に現場に来ていただく。現場に来ていただいて、中間貯蔵施設の中を見ていただく。そこで色々感じていただく。その中には中間貯蔵施設の経緯も含めてですし、あとはその安全性も含めて現地で自分の目で見ていただくといった取組もしております。

こうした取組に加えて、メディアとのタイアップといったところで、やはり我々環境省だけの力では、大きなマスに届けることはなかなか難しいところもありますので、メディアの方々ともタイアップであったり、後は YouTube の CM を出してみたりとか、そういうような形で多くの方々に触れていただく。その中には除去土壌を用いた鉢植えの設置といったところも含めて様々な取組を講じているところです。

また、この取組については、国内でしっかりと理解醸成を深めていくことに加えて、海外の方々にも日本がやっていることというものを正しく理解をしていただくことが重要だと思っております。そうした中で、海外の機関、国際機関として、ここに書いてあるような ICRP であったりとか、OECD/NEA といったような、様々な国際機関の方々に、実際

に中間貯蔵施設に来ていただくといったことであつたり、海外メディア向けにも同じようなことを展開したりといったこともしております。

そうしたことに加えて、国内における取組でも、関心のないところにリーチしていくといったところも含めて同じですが、COP29、これは気候変動枠組条約のCOPですが、こういったようなところでも、ジャパンパビリオンの中でブースを展示して、国際的にしっかりと発信しているといったようなところで、国内外で着実に理解醸成に向けた取組を、まさにこれまでも進めてきておりますが、これからより一層深めていこうとしている段階でございます。そうした中で、本日も御覧いただきましたが、霞が関の中央省庁での、実際の復興再生利用の実施というところで、これらも、この理解醸成の中にしっかりと取り込んでいきたいと考えております。

やはり、中間貯蔵施設に多くの方々についていただいて、少しでも何らかを考えていただくきっかけを作る中で、その接点が非常に重要だというふうに思っております。そうした中で、この霞が関の花壇というものは、復興再生利用について考える一つの接点にもなるといったようなところで、この東京の場の中で触れられる機会として、この霞が関の花壇を使いながら、理解醸成の取組を進めていきたいと思っております。実際に安全性に関するそのパネルを設置したり、本日も浅尾大臣にお越しいただきましたが、大臣にも御覧いただいたり、政府チャンネルを使った発信ということも力を入れているところでございます。

この他、発信というようなところでは、パネルディスカッションというものを8月、9月に実施をいたしました。これは、福島県外の最終処分に向けた理解醸成の一環として、本日ご参加いただいております佐藤委員や高村委員にも、当日パネリストとしてご登壇をいただきましたが、この県外最終処分について考えるきっかけというようなところで、パネリストの方々には、先生方以外にも、例えば福島で、実際に大熊町で農業を営んでいらっしゃる方であつたりとか、福島県ご出身の著名人の方であつたり、いわゆる役所サイドだけではないような、様々な立場の方々との意見交換、このテーマに関する意見交換を通じて、ご参加いただいた方々に対して、この取組・課題について考えていただくためのイベントを実施させていただきました。この中では、パネリスト間の議論にとどまらず、実際にご参加いただいている方々の疑問やコメントを付箋にする形で、ボードに貼っていただくというような形で、それらの付箋について、パネルディスカッションの中でテーマとして扱う形で議論を深めるというところで、関心が多く寄せられている論点も含めて、その議論のテーマを設定するといったことをしております。

当然、時間に限りがございましたので、扱えなかった付箋も様々ございます。こうしたことについても、環境省のホームページにおいて、いただいた御意見や御質問に対して、我々としての考え方を整理してホームページに公表するといったような形で、我々としてこの再生利用について考えをしっかりと示していくといった取組を引き続き進めていこうと考えております。

めくっていただいて7ページ目をご参考ですが、そのパネルディスカッションのアン



ケートにご回答いただいた方々の七割五分の方々は、おおむね満足をいただいたというところでありました。こうした取組も、引き続きやり方は色々工夫があると思いますので、様々な工夫を講じながら、より多くの方々に、県外最終処分、復興再生利用について考えていただくきっかけを作っていきたいというふうに思っております。そうした中で、今後の取組の方向性として、どのようなことをやっていくのかといったところが9ページ目以降のものになっております。

9ページ目、10ページ目はロードマップに書いてある内容ですので割愛させていただいて、12ページ目のところですが、先ほど申し上げたように、基本的にはやはり中間貯蔵施設に来ていただいて、感じていただくための接点をより多く提供していくといったことが軸になっていくというふうに思っております。その中で、様々なツールがございしますので、ウェブページやSNSを使ったウェブ媒体での効果的な発信や、このリスクコミュニケーションについては、少し説明を割愛させていただきましたが、11ページ目に文章が縷々書いてあるところにあります。各府省庁が一丸となってこの取組を進めていくということとされておりますので、環境省のみならず、各省とも連携しながら、地方支部局や、この震が関の他の各省の庁舎も含めて、この理解醸成の取組もしっかり進めていくといった、様々なツールを用いて、まず接点を作って、復興再生利用の必要性、安全性について、まず認知をいただくといったところで、さらに13ページ目のところですが、そこから安心感や納得感、社会的重要性の拡大に向けて、深掘っていくというところで、実際にツアーや、生で見えていただいて、ご自身が人から聞いた情報ではなくて、一次情報として自ら触れていただく機会をしっかりと増やしていくというところで、これからの取組を深掘っていきたいと考えております。以降、14ページ以降は呼称の点になりますので、説明者は変わらせていただきます。

須田推進官：では、再生利用に用いる除去土壌の呼称についてということで、15ページをご覧ください。この検討の経緯ですが、今年3月に特措法の施行規則が改正をされまして、復興再生利用に用いる除去土壌の放射能濃度を8,000Bq/kg以下ということで定めたところでございます。ただ、この復興再生利用に用いる土壌は、法令上は除去土壌ということで、その他の、例えば8,000Bq/kg超で復興再生利用には用いないような土壌と区別するような呼称というのは、現時点では存在しません。こういったことを踏まえまして、例えば与党からは、再生利用可能な土は資源なので、リスクコミュニケーションの観点からその呼称のあり方を検討することとされてございますし、今年8月に決めましたロードマップにおいても、環境省において新たな呼称について決定をするということで書いてあるところでございます。

16ページ目にまいりまして、こうしたことも踏まえて、復興再生利用の必要性、安全性について御理解をいただくため、除染により生じた除去土壌のうち、復興再生利用に用いることができるもの、これを定義するような新たな呼称を定めたいというふうに考えてございます。いくつか呼称の検討に当たって考えるべき視点というのがあろうかと思

います。ここには、これまで理解醸成の活動などでお世話になりました有識者の先生方とも少し意見交換させていただきながら、事務局として検討の視点というのをまとめてございます。

一つ目は、復興再生利用に用いる土壌であることが伝わりやすく、一般的な除去土壌と区別できること。二点目が簡潔であること、なるべく字数が少ないものが望ましいだろうと思っております。それから、前向き感、馴染みやすさがあること、最後には事業者を意識していることということで、仕様書で書けるものですか、仕様書に書いた時にそれがどういうものであるかということが事業者さんにもきちんと伝わること、そういったことを踏まえて検討していく必要があるかなと考えてございます。

これを踏まえまして、現在、環境省といたしましては、「復興再生土」という名称ではどうかと考えております。この「復興再生土」という名称は、復興再生利用に用いることが明確でありますし、また再生資材化した土壌であるということも含意するかと思います。また、「復興再生利用」という用語は、今年の4月に施行されました省令で使い始めた言葉ですが、その名称の定着にも資するのではないかと考えてございます。一方、短所といたしましては、やや字数が多いと書いてございます。17 ページ目の参考のところに、これまでメディアでどういう用語が用いられてきたかということを書いてございますが、恐らく今までのメディアでは、三文字から四文字の用語を使われているということで、それに比較して、「復興再生土」は五文字ということで、やや字数が多いところが短所になるかなと思います。ただ、その他の案というものを16 ページ目の下のところにいくつかお示ししてございまして、こういったものも候補としては検討をしてみたところでございますが、「復興再生土」というのが現時点では良いのではないかと考えてございます。

本日御意見いただきまして、その御意見を踏まえて、環境省の方で速やかに呼称を決定してまいりたいと思います。決まりました呼称につきましては、今後政府が作成する資料等で用いていきたいと考えてございます。資料の説明については以上です。

高橋座長：ありがとうございました。それでは御質問、御意見をいただきたいと思いますが、特にこの呼称については、今日この検討会としての意見をまとめたいと思っておりますので、そのような観点でご発言いただけるとありがたいと思います。高村委員、お願いいたします。

高村委員：御説明ありがとうございました。呼称については「復興再生土」非常に良いと思います。

先ほどの私のステークホルダーの話に関連してですが、今後12 ページ目、本省に加えて地方支分部局、所管法人等での発信という中で、チラシであるとかアンケートを設置するという中にありましたが、このタイミングこそ、やはりその地域の幅広い方に知っていただく良い機会ではないかと思えます。

ですから、今回、東京で二回、福島で一回やりましたが、例えばこういった地方におい

て復興再生をしますというタイミングに合わせる形で、何らかの理解醸成の場を広く一般の方にやるというようなことを組み合わせると、実際の利用とそういう理解醸成を合わせてマスコミにも報道してもらえる可能性が高いので、その地域の人に幅広く知っていただけるチャンスができるのではないかと思います。マンパワーの問題等々、もちろんあるかとは思いますが、そういった企画をうまく捉えて、リスクコミュニケーションをやられると良いのかなと思いました。

中野参事官：ただ今の御指摘、後半部分ですが、今回パネルディスカッションを都合三回ほど開催させていただきまして、高村先生、佐藤先生にもご参画いただきましたが、このやり方、まだそこでいただいた御意見、全部にお答えできている状況ではないですので、ここをしっかり整理した上で、今後どのように進めるのが良いのかということについて、ただ今の御指摘いただいた点も踏まえながら検討していきたいと思います。

かねてからこうした取組については、参加人数と理解度の関係というものがどうなるのかというのは、よくよく考えなければならないと思いますので、そうしたところも考えながら適切な場面で適切な取組ができるように考えたいと思います。ありがとうございます。

高橋座長：川瀬委員をお願いします。

川瀬委員：御説明ありがとうございます。これまでの取組と、今後の取組の中で、若い世代への働きかけということで活発な取組をされているかと思います。ただ、実際に再生利用等を本格的に始めるとなると、これから5年、10年後ぐらいということになってきます。高村委員からもありましたが、地域のステークホルダーというか、意思決定をされる方というのは、やはり40代後半とか、50代、60代ぐらいの方という形になってくるかと思います。そういう意味で、若い方への働きかけだけではなくて、今後の地方での活用の際に、幅広く地域の意思決定をされる方々、地元の方々のオピニオンリーダー的な方に対して、しっかりと情報を発信していただくことが、再生利用を受け入れていただく際にポイントになってくるのかなと思いますので、その辺も留意して取り組んでいただければと思います。以上です。

中野参事官：ありがとうございます。おっしゃっていただいたとおり、ことさら若者というのは、これまでのアンケートの認知と理解度の中で、よく御理解いただいている方が少ない世代だということで、一つのターゲットにはさせていただきましたが、それ以外についても、今年の3月に策定した2025年度以降の取組の進め方の中でも、今、川瀬委員がおっしゃっていただいたとおり、若者以外の方として、その地域でのこうした利用の検討の軸になる地方公共団体の方ですとか、あるいは公共工事の担い手になる方ですとか、あるいは発信力の高い方といったところについてはですね、この理解醸成活動のメイン

のお相手としても位置づけさせていただいているところでございますので、そうしたところを御指摘もしっかり踏まえて考えていきたいと思います。

高橋座長：ありがとうございます。他によろしいですか。遠藤委員、お願いいたします。

遠藤委員：呼称についてですが、コメントですが、私は基本的に「復興再生利用」に対して「復興再生土」なので良いのではと思いますし、福島県外で発生した除去土壌の再生利用についても、問題なく使えるのではというような気がしますので、「復興再生土」で良いかなと思っています。今一点だけコメントですが、今後、再生利用可能なものというのが土だけではなくて、先ほど言われたような洗浄残渣が再生利用に回るかもしれませんし、今の灰処理施設から出てくる副産物等も再生利用可能なものであると思いますので、恐らく相当な量が出てくる。それはそれでまた名前を付けなければいけないというような気がしていて、土だけに名前を付けるというよりも、そちらにも名前を付ける時に「復興再生資材」とするのか分かりませんが、何か横並びで名前が付けられるようなことも、少し視野に入れていただいた上で、見ていただいてはどうかと思いました。

中野参事官：ありがとうございます。御指摘を踏まえたいと思いますが、「復興再生土」と、今呼ぼうとしている、我々が考えているものについては、その土として、土地造成をしていく中で、その発端、除染から始まった放射性物質に対するご懸念、こうしたところがあった上で、呼称が必要だと思っておりますが、その他については、使い道として、そうした土地造成以外、様々な原材料として使うのか、使い方によって受け取り手との距離的な近さというのは多分変わってくると思いますから、その対応に応じた検討が必要だと思っております。ありがとうございます。

高橋座長：よろしいでしょうか。勝見委員、お願いいたします。

勝見委員：ありがとうございます。今、「復興再生土」の話が出ていますが、私もこの名称には賛成をさせていただきたいと思います。一点確認させていただきたいのは、この復興再生土は、復興再生利用、今回の施行規則で定義された復興再生利用限定なのか、それとも将来的には限定じゃなくても別にそれは問わないということでもいいのか。

あまりここで申し上げるべきことではないかもしれませんが、例えば過去の3.11の分別土砂廃棄物、災害廃棄物の堆積土砂、津波堆積土砂についても、復興過程の中で再生利用が図られたという実績がございますし、これから将来、大きな災害が起こって、こういう局面、放射能の問題は別としましても、土を使うという局面が出てくるかもしれない。そういう時に、この「復興再生土」という言葉が、固有名詞のように響かなくて、一般名詞のように聞こえるので、そういう形で使われることについても、特段限定することはないのかなと思います。

先の話ですので、気にすることはないのかなと思ってはおりますが、その点、一応今は今回の福島の問題で大変大きな復興のテーマを扱っているということで、「復興再生利用」、「再生土の復興」という言葉の非常に重いということは認識しておりますが、そういう中でできた言葉だということでございます。その点、確認させていただきたいということでございます。

それから時間もあまりないと思いますので、この理解醸成のところで、先ほどの資料4の最終処分との絡みで申し上げますと、最終処分の検討すべき事項ということで網羅的に挙げていただいています、いくつかのシナリオの中で、規模、形態についてはまとめていただいている、すでに検討もされているかとは思いますが、時間のファクターも非常に重要になってくる。時間のファクターは、実はその周りにいらっしゃるステークホルダーの方にも非常に影響が大きいものではないかと思っておりますので、今日の資料では表には出てきてないということで理解をしておりますが、検討の内容項目であるという理解をしておりますので、コメントさせていただきます。

中野参事官：ありがとうございます。二つ御指摘をいただきましたが、前半の復興再生土ですが、まず我々といしましては、この除染特措法で対象となっている土壌についての復興再生利用ができるものについては、そのような名前とさせていただきたいと思っております。

もっと広い意味でということについては、国際的に見ても、この復興再生の取組というのは初めての取組ですから、我々、国際的にも今、理解醸成活動という意味で、情報を発信しております。そうした中で、日本のその経験というものが、さらに万が一ということになった場合に、一つの既存の知見になっていくものではあると思っておりますので、それを意識して、しっかり情報発信なども行っていくということが必要だと理解いたしました。

それからもう一点目ですが、おっしゃっていただいているとおり、その最終処分を巡っては、時間のファクターというものも重要であります。これこそがまさに、管理終了について考えるという点と、対をなしてくる、あるいは表裏一体で、量的なものが理解できるようところにつながっていくようなことだと思っておりますので、そこも御指摘を踏まえて、しっかり検討してまいりたいと思います。

高橋座長：ありがとうございました。宮武委員、お願いいたします。

宮武委員：土木研究所の宮武でございます。二点少しコメントですので、特に回答はいらないです。一つは理解醸成の取組、進捗、着実に進めていただければよいと思います。ただ、この理解の醸成というのは、一種の正論、なぜ必要かということをしちゃんと伝えていくというのは必要ですが、人間ってやはり正論として分かってはいるけど、やりたくないという、少しそこは複雑なところがあると思います。そういう状況で正論ばかり並べてい

ると、嫌われてしまうところがあると思いますので、やるべきだということを伝えるというのと、受け入れていただくための説明なりやり方というのは、少し別なもの、両輪というように捉えて、やっていただいたら良いかなと思います。

この会議の前に、私、別件で国土交通省に行ってきたのですが、国土交通省も除染した土壌の植え込みがありまして、その際、話を聞いた人から聞いたのは、前ちょっと枯れていた植木が、この機に新しく植え替えていただいて良くなったといったこともありました。だから必要性の理解と、別の意味でのウェルカムもあると思いますので、そこは少しうまく分けて、満遍なくやっていただいたら良いと感じております。

それからもう一つ名称について、私も「復興再生土」という名前は良いと思います。ただ、これは復興再生を推進するための名称だというふうに限定して考えた方が良いのかなと思います。名前というのは、基本的にコミュニケーションをする際の前提として定めるものですから、復興再生というものの理解醸成、それから推進、そういうもののために名称を付けたということを限定的に考えた方が良いでしょう。

「除染」という行為で集まった土は「除染土」ですし、放射能を含んでいるものは「汚染土」で、処理を行ったものは「処理土」。それから県内に中間貯蔵されているものは「中間貯蔵土」。一つのものが複数の名前、捉え方によって同時に複数の名前を持つというのは当然のことです。しかしながら、そこを、ある名前が決められると別の名前を排除してしまうというふうな捉え方をしていくと、これは汚染土だから「復興再生土」と呼ぶのはおかしいのではないかなど、あるいは逆に「復興再生土」と名付けたら「汚染土」ではなくなるなど、そういった誤解、そもそもの名前というものに関する前提の部分の若干の誤解があるのかなと思いますので、今回、せっかく名前を変えてリスクコミュニケーションを進められるのであれば、従来の「除染土」であるとか、「中間貯蔵土」であるとか、それから「汚染土」であるとか、「処理土」であるとか、こういったものとの関係はしっかりと丁寧に説明する、定義ではなく、辞書に載せるような説明のものも合わせて発信していただけると、そこから先のリスクコミュニケーションの前提としての役を果たす命名になるかなと思いますので、是非その辺りを頑張っていただければと思います。以上です。

中野参事官：ありがとうございます。二点いただきましたが、どちらも御指摘のとおりだと思いますので、しっかり受け止めたいと思います。

高橋座長：ありがとうございました。そろそろ時間となりますが、委員の皆様よろしいでしょうか。そうしますと、この議題で結論を出さなければならない名称ですが、今のところ賛成の意見はいただいております。反対はありません。よろしいでしょうか。では検討会としては、この名称を合意した名称ということで、お返しをしたいと思います。事務局でご検討いただければと思います。

議題（４）の資料４については、少し途中で打ち切りましたが、何か追加で御質問ございますか。あるいは全般をとおして何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。あ

りがとうございました。それでは今日の議題は以上になりますが、よろしいでしょうか。本日はご多忙の中、長時間に渡りご議論いただきまして、ありがとうございました。事務局にお返ししたいと思います。

山本参事官：高橋座長、ありがとうございました。本日は貴重な御意見をいただきまして誠にありがとうございました。それでは、閉会に当たりまして、環境再生グループ長の小田原より御挨拶をさせていただきます。

小田原グループ長：長時間に渡りまして活発なご議論ありがとうございました。特に、大臣からも冒頭お話がございましたが、今、座長にまとめていただきましたが、呼称についての話は、大臣の方にもご報告させていただいて、環境省として速やかに決定していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。今後とも引き続き、色々アドバイス御鞭撻をいただければと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

山本参事官：ありがとうございました。冒頭申し上げましたとおり、本日の議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいたのち、ホームページ上に掲載したいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。それでは、以上を持ちまして環境再生に関する技術等検討会（第1回）を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

以上